

特別養護老人ホーム 南風園 利用料金表

種 類	内 容	利用料(1割負担の場合)
初期加算	・ 入所日から30日以内の期間	1日 30円
外泊時加算	・ 病院等への入院、及び外泊した場合	1日 246円 (月6日限度)
外泊時居宅サービス提供加算	・ 契約者に対し居宅における外泊を認め、当施設により提供される在宅サービスを利用した場合。	1日 560円 (月6日限度)
再入所時栄養連携加算	・ 契約者が医療機関に入院し、経管栄養又は嚥下調整食の新規導入など、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要になった場合について、管理栄養士が、入院先の管理栄養士と連携して、再入所時後の栄養に関する調整を行った場合。	1回 400円
自立支援促進加算	・ 日々の生活において適切なケアを実施するための計画を策定し、日々のケア等行う取組を評価した場合。	1ヶ月 300円
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	・ 入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の状況等に係わる情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直すなどサービスの提供に当たって情報を活用している場合。	1ヶ月 50円
日常生活継続支援加算	・ 重度の要介護状態や認知症の入所者が多くを占める施設において介護福祉士の資格を有する職員を手厚く配置した場合。	1日 36円
看護体制加算(Ⅰ)ロ	・ 常勤の看護師を1名以上配置している	1日 4円
栄養マネジメント強化加算	・ 低栄養リスクの高い入所者に対して、多職種が協働して低栄養状態を改善するための計画を作成し、栄養・食事調整等、低栄養リスクの改善を行った場合。 また栄養状態のリスクが低い入所者に対しても、食事の状態を把握し問題がある場合は早期に対応した場合	1日 11円
経口移行加算	・ 経管により食事を摂取する契約者が経口摂取を進めるために、医師の指示に基づく栄養管理を行う場合。	1日 28円 (180日限度)
療養食加算	・ 医師の食事箋に基づく療養食を提供した場合	1食 6円 (3回/日限度)
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	・ 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を年2回以上行っており入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されている場合。	1ヶ月 90円
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	・ 口腔ケア計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し必要な情報を活用している場合。	1ヶ月 110円
夜勤職員配置加算(Ⅰ)ロ	① 夜勤時間帯の夜勤職員数が最低基準+1名分の人員を多く配置している場合。もしくは、 ② 夜勤時間帯の夜勤職員数が最低基準+0.9名分の人員を多く配置し、 ・ 入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者数の10%以上に設置している場合。 ・ 見守り機器の安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われている場合。	1日 13円
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	・ 褥瘡発生を予防するため、褥瘡発生と関連の強い項目について定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理した場合。	1ヶ月 3円
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	・ 褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者に褥瘡の発生がない場合。	1ヶ月 13円
ADL維持等加算(Ⅰ)	・ ADL(「立つ」「座る」「食事」「排泄」など)の維持・改善の度合いを利用開始月と利用開始して6月目に測定し評価する。その内容等の情報を厚生労働省に提出し必要な情報を活用している場合。	1ヶ月 30円
ADL維持等加算(Ⅱ)	・ ADL維持等加算Ⅰの取組を実施した上で、ADL(「立つ」「座る」「食事」「排泄」など)の維持・改善の度合いが、ADL維持等加算Ⅰの評価よりも更に高い場合。	1ヶ月 60円

種 類	内 容	利用料(1割負担の場合)
排泄支援加算(Ⅰ)	・排泄に介護を要する契約者に対し、他職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援した場合。	1ヶ月 10円
排泄支援加算(Ⅱ)	・要介護状態軽減が見込まれる入所者に対し排尿、排便の一方が改善し、いずれも悪化がない場合。またはおむつから使用なしに改善している場合。	1ヶ月 15円
排泄支援加算(Ⅲ)	・要介護状態軽減が見込まれる入所者に対し排尿、排便の一方が改善し、いずれも悪化がない場合。かつおむつから使用なしに改善している場合。	1ヶ月 20円
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	・介護を必要とする認知症の占める割合が、1/2以上認知症介護に係る専門的な研修修了者を配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施している場合。	1日 3円
若年性認知症入所者受入加算	・若年性認知症契約者毎に個別に担当者を定め契約者の特性、ニーズに応じたサービスを提供した場合。	1日 120円
退所前訪問相談援助加算	・退所に先立って、退所後生活する居宅を訪問して退所後の居宅サービス等について相談援助を行った場合。	1人につき 460円
退所後訪問相談援助加算	・退所後30日以内に退所後生活する居宅を訪問して退所後の居宅サービス等について相談援助を行った場合。	1人につき 460円
退所時相談援助加算	・退所後に居宅サービス等を利用する時に、契約者の同意を得て、退所日から2週間以内に居住地である市町村、老人介護支援センターまたは地域包括支援センターに対して、介護状態等を示す文書を添えて入所時の情報を提供した場合。	1人につき 400円
退所前連携加算	・退所後に居宅サービス等を利用する時に、契約者の退所に先立って契約者が利用を希望する居宅介護支援事業者に対して、契約者の同意を得て、介護状態等を示す文書を添えて居宅サービス等に必要な情報を提供し、かつ、居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合。	1人につき 500円
介護職員処遇改善加算	・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届けた場合。	介護報酬総単位数×8.3%
介護職員等ベースアップ等支援加算	・処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得していること及び賃上げ効果の継続に資するよう、介護職員等のベースアップ等に使用している場合。	介護報酬総単位数×1.6%
安全対策体制加算	・外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置、安全対策体制が整備されている場合。	入所時1回 20円

〔サービス利用料金概算(1日あたり)〕(契約書第6条参照)

下記の料金表によって、契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。)

1割負担の場合

1. 契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	5,730円	6,410円	7,120円	7,800円	8,470円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,157円	5,769円	6,408円	7,020円	7,623円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	573円	641円	712円	780円	847円
4. 介護職員処遇改善加算	53円	59円	65円	70円	76円
5. 介護職員等ベースアップ等支援加算	10円	11円	12円	14円	15円
6. 日常生活継続支援加算 栄養マネジメント強化加算 看護体制加算 Iロ 夜勤職員配置加算(Ⅰ)ロ			36円 11円 6円 13円		
7. 居室に係る自己負担額			855円		
8. 食事に係る自己負担額			1,445円		
9. 自己負担額合計(3+4+5+6+7+8)	3,002円	3,077円	3,155円	3,230円	3,303円

2 割負担の場合

1. 契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	5,730円	6,410円	7,120円	7,800円	8,470円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,584円	5,128円	5,696円	6,240円	6,776円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1-2)	1,146円	1,282円	1,424円	1,560円	1,694円
4. 介護職員処遇改善加算	106円	117円	129円	140円	152円
5. 介護職員等ベースアップ等支援加算	20円	23円	25円	27円	29円
6. 日常生活継続支援加算 栄養マネジメント強化加算 看護体制加算 Iロ 夜勤職員配置加算(I)ロ			72円 22円 12円 26円		
7. 居室に係る自己負担額			855円		
8. 食事に係る自己負担額			1,445円		
9. 自己負担額合計 (3+4+5+6+7+8)	3,705円	3,854円	4,010円	4,160円	4,294円

3 割負担の場合

1. 契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	5,730円	6,410円	7,120円	7,800円	8,470円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,011円	4,487円	4,984円	5,460円	5,929円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1-2)	1,719円	1,923円	2,136円	2,340円	2,541円
4. 介護職員処遇改善加算	159円	176円	194円	211円	227円
5. 介護職員等ベースアップ等支援加算	31円	34円	37円	41円	44円
6. 日常生活継続支援加算 栄養マネジメント強化加算 看護体制加算 Iロ 夜勤職員配置加算(I)ロ			108円 33円 18円 39円		
7. 居室に係る自己負担額			855円		
8. 食事に係る自己負担額			1,445円		
9. 自己負担額合計 (3+4+5+6+7+8)	4,407円	4,631円	4,865円	5,089円	5,310円

☆ 上記の金額に処遇改善加算を加えたものがサービス利用料金になります。

☆ 契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）償還払いとなる場合、契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、契約者の負担額を変更します。

☆ 居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

☆ 保険者から介護保険負担割合証が発行されますので、サービス利用時にご提示願います。

◇当施設の居住費・食費の負担額（ショートステイを含む）

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方は、施設利用・ショートステイの居住費（滞在費）・食費の負担が軽減されます。

[単位：円] (日額概数)

対象者	区分	居住費(居住の種類により)				食事	
		多床室 相部屋	従来型 個室	ユニット 型準 個室	ユニット 型 個室		
生活保護受給者	利用者負担 第1段階	0				300	
老齢福祉年金受給者							
市町村民税 非課税世帯 (世帯分離し ている配偶者 も非課税であ ること)	○合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以下 ○預貯金が単身650万円以下夫婦で1650万円以下	利用者負担 第2段階	370				390
	○合計所得金額と年金収入額の合計が80万円超120万円以下 ○預貯金が単身550万円以下夫婦で1550万円以下	利用者負担 第3段階①	370				650
	○合計所得金額と年金収入額の合計が120万円超 ○預貯金が単身500万円以下夫婦で1500万円以下	利用者負担 第3段階②	370				1,360
	上記区分(第1段階、第2段階、第3段階①②)のいずれにも該当しない場合	利用者負担 第4段階	855				1,445

(2) 介護保険基準外サービス(契約書第4条、第6条参照)

以下のサービスは、利用料金の金額が契約者の負担となります。

・ 預かり金管理料

契約者の希望により、各種証書、通帳、印鑑等の保管、及び入出金取り扱いのサービスをご利用いただけます。

* 利用料金 : 1か月当たり 1,000円 (金融機関手続き10回まで)

ただし、10回の入出金取り扱い超過分(金融機関手続き)については1回毎に500円が加算されます。

・ 特別な食事(酒類を含みます)

契約者のご希望に基づいて食事を提供します。

* 利用料金 : 要した費用の実費

・ その他の料金

項目	内 容	利 用 料
私物電気代	・ 持ち込みのテレビ等	1日 10円
	・ 電気毛布使用時	1日 16円
理 髪	・ 毎月1回町内理容師さんの出張による理髪サービスをご利用いただけます。	実費
複写物の交付	・ 契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をいただきます。	1枚 10円